

ポスト

令和7年3月24日  
金融庁

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
  - ▶ 金融サービス利用者相談室
  - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
  - ▶ オンライン行政手続
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

新着情報配信サービス

金融庁ソーシャルメディア  
アカウント

関連リンク

証券取引等監視委員会

CPAAOB 公認会計士・監査審査会

EXPO 2025  
首相官邸 大阪・関西万博  
特設ページ

## 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について

### 1. 改正の概要

#### (1) 「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令」等について

本件については、企業会計基準委員会（ASBJ）が、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等を公表したことを受け、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）等及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）等について所要の改正を行うものです。

#### (2) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正について

企業会計基準委員会が令和6年9月13日までに公表した会計基準を、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第3項及び財務諸表等規則第1条第3項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とします。

- ▶ 令和6年9月13日公表
  - ▶ 企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」
  - ▶ 企業会計基準第35号「固定資産の減損に係る会計基準」の一部改正
  - ▶ 企業会計基準第36号「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正（その2）

### 2. パブリックコメントの結果

金融庁では、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等につきまして、令和6年12月24日（火曜）から令和7年1月24日（金曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、3先から7件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は（別紙1）を御覧ください。また、具体的な改正の内容については（別紙2）～（別紙6）を御参照ください。

### 3. 公布・施行日

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令等は、本日付で公布・施行されます。

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）  
企画市場局企業開示課（内線3691、2999）

- (別紙1) [📄 コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)
- (別紙2) [📄 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正（新旧対照表）](#)
- (別紙3) [📄 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）（新旧対照表）](#)
- (別紙4) [📄 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）（新旧対照表）](#)
- (別紙5) [📄 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（金融庁告示）（新旧対照表）](#)
- (別紙6) [📄 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（金融庁告示）（新旧対照表）](#)

## ■ サイトマップ

金融  
庁に  
ついて

報  
道・  
広報

政  
策・  
審議  
会等

法  
令・  
指針  
等

金  
融  
機  
関  
情  
報

国  
際  
関  
係  
情  
報

アクセス F S  
A  
(金融庁広報誌)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
電話番号：03-3506-6000